

○東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成25年7月31日東大阪市条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理予定候補者の募集)

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、指定管理者となるべき団体（以下「指定管理予定候補者」という。）を公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該施設の性質、機能等からその利用について特に必要とされる知識及び経験を有する団体に継続的な管理を行わせることにより、当該施設の設置の目的をより効果的に達成することができる場合
- (2) 本市の事業を受託している団体に管理を行わせることにより、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができる場合
- (3) 地域住民で組織する団体に管理を行わせることにより、当該施設の設置の目的を効果的に達成することができる場合
- (4) 当該施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて特別の理由がある場合

2 前項の規定による公募を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、同項の規定にかかわらず指定管理予定候補者を公募しないことができる。

- (1) 公募に応ずるものがなかったとき、又は公募に応じたものに係る審査の結果、指定管理予定候補者に該当するものがなかったとき。
- (2) 指定管理予定候補者を指定管理者として指定することが不可能又は著しく不適當であると認められるとき。

(指定管理予定候補者等の資格)

第3条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他規則で定める団体は、指定管理予定候補者及び指定管理者となることができない。

(指定管理予定候補者の選定手続)

第4条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、規則で定める基準により総合的に審査し、指定管理予定候補者を選定するものとする。

(指定管理予定候補者の募集及び選定手続の特例)

第4条の2 市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業によりその全部又は一部の整備等を行う公の施設について、当該公の施設に係る選定事業者（同条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）にその管理を行わせようとするときは、第2条、前条及び第14条第2項の規定にかかわらず、前条第2項の基準を考慮して、当該選定事業者を指定管理予定候補者として選定することができる。

2 市長は、前項の規定による選定に当たり、事業計画書その他必要と認める書類の提出を選定事業者を求めることができる。

(選定結果の通知)

第5条 市長は、第4条第2項又は前条第1項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を指定管理予定候補者その他第4条第1項の規定により申請した者に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、法第244条の2第6項の議決があったときは、当該議決に係る指定管理予定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を当該指定管理予定候補者に通知するとともに、公告しなければならない。

(協定の締結)

第7条 市長は、公の施設の管理について、次に掲げる事項に関し、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 第4条第1項又は第4条の2第2項の事業計画書に記載された事項
- (2) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理の業務を行うに当たって保有する個人に関する情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 損害賠償に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第8条 法第244条の2第7項の規定による事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内になければならない。

2 法第244条の2第11項の規定により年度の途中で指定を取り消された指定管理者は、指定を取り消された日から起算して30日以内に、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

3 前2項の事業報告書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 当該施設の使用状況
- (3) 使用料又は利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(業務報告の徴収等)

第9条 法第244条の2第10項の規定による報告の徴収、実地の調査又は必要な指示は、定期又は臨時に行うものとする。

(指定の取消し等の通知等)

第10条 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(以下「指定の取消し等」という。)については、第6条第2項の規定を準用する。

2 指定の取消し等が指定管理者の責めに帰すべき事由による場合においては、当該指定の取

消し等により指定管理者に損害が生じたときであっても、本市は、その賠償の責任を負わない。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき（当該指定期間の満了後引き続き当該指定に係る公の施設の指定管理者に指定されたときを除く。次条において同じ。）、又は指定を取り消されたときは、当該指定に係る公の施設及びその設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(業務引継義務)

第12条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定の取消し等がなされたときは、市長又は市長が指定するものにその業務を引き継がなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失により、当該指定に係る公の施設又はその設備等を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(選定委員会)

第14条 指定管理予定候補者の選定に資するため、市長及び教育委員会の附属機関として、東大阪市指定管理予定候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、指定管理予定候補者の選定に当たって、必要な事項を審査する。

3 前項に規定する審査は、審査する事案ごとに、委嘱し、又は任命される委員で構成される合議体で行う。

4 選定委員会の組織、運営その他選定委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(教育委員会の管理する公の施設への適用)

第15条 教育委員会の管理する公の施設に係るこの条例の適用については、第2条、第4条、第4条の2、第5条、第6条（第10条第1項において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第11条から第13条までの規定及び次条中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第3条及び第4条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。